

埼玉県補助金 奨学のための給付金申請について
(住民税非課税世帯・生活保護世帯・家計急変世帯のみ)

埼玉県では、高校生等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、対象世帯に「奨学のための給付金」の支給を行います。

つきましては、別紙「令和3年度 埼玉県私立高等学校等 奨学のための給付金のお知らせ」(リーフレット) をご覧いただき、該当者は以下の要領に従って申請をしてください。

〈対象者〉 リーフレット P2 参照

- ① 令和3年7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給している又は令和3年度の住民税所得割が非課税である。
- ② 令和3年7月1日時点で、保護者が埼玉県内に在住である。
- ③ 高等学校等就学支援金の受給資格を有している

〈提出書類〉 以下の書類が必要になります。(リーフレット P4 参照)

※非課税証明書はリーフレットにはありませんが、学校で非課税であるかの確認のため必要ですので提出をお願いします。

※住民票については、埼玉県補助金等の申請で提出済であれば今回は不要です。

- ① 埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書
- ② 委任状
- ③ 世帯全員の住民票(続柄が記載されたもの) ※マイナンバーが記載されていないもの
- ④ 生業扶助受給証明書または生業扶助を受給していることがわかる福祉事務所発行の証明書もしくは親権者(保護者)全員の令和3年度非課税証明書
- ⑤ 健康保険証のコピーまたは扶養誓約書(国民健康保険に加入している場合)
※生活保護世帯または兄弟姉妹がいない場合は不要
※生徒から見て兄弟姉妹(15歳以上23歳未満)の方の分が必要になります
※生徒本人の分は必要ありません
※保険者番号及び被保険者等記号・番号は黒塗りしてください

家計急変世帯の方については以下の書類も追加で添付して下さい。

(様式はホームページからダウンロード印刷するか事務室で受け取ってください)

- ⑥ 家計急変事由調査票
- ⑦ リーフレット3ページに記載のある書類で、該当するもの全て

提出期限：7月24日(土)

※家計急変が発生した場合は、上記期日にかかわらずその時点で学校にご連絡下さい。

※任意の封筒に入れて、本部校舎事務室へ提出して下さい。提出は直接お持ちいただくか、郵送で受け付け致します。

※持参される場合は、平日9:00~17:00及び土曜日9:00~13:00の間でお願い致します。

【郵送：宛先】

350-0434 埼玉県入間郡毛呂山町市場 333-1

埼玉平成高等学校 事務室 補助金担当 宛 (補助金申請書類在中と記載して下さい)

担当 渡邊・猪鼻 TEL:049-295-1212